

新型インフルエンザ流行に備えた企業の行動計画

「新型インフルエンザ」は、現在もなお世界的に流行し、弱毒性から強毒性へのウイルスの変異や抗インフルエンザ薬タミフルへの耐性ウイルスの出現などが懸念されています。こうした状況を踏まえ、従業員の安全を確保し、自社の経営への影響を最小化するため、自社の行動計画を策定し発生に備える。

(1) 強毒性新型インフルエンザとは、

新型インフルエンザウイルス（H1N1型からH5N1へ）が変異し、感染するようになるインフルエンザのことで、誰もが免疫を持っていないため、ひとたび流行すると多くの人々が感染し、瞬く間に世界中に広がる可能性があります。

(2) 新型インフルエンザが流行したら

全国民の約25%が発病し、死亡者は17～64万人と予測¹⁾されています。また、過去に大流行した新型インフルエンザでは、致死率が0.5%～2%といわれています。国民生活や経済社会に大きな混乱をもたらすことが懸念されます。

(3) 新型インフルエンザの症状は？

症状は、未確定ですが、予想される症状としては通常のインフルエンザと同様なものが含まれると考えられています。

- * 政府や自治体では様々な措置や感染拡大防止策を実施するとともに、国民や事業者等が感染予防策を講じることとしています。感染がさらに拡大し、パンデミック（世界的大流行）がおこれば、社会状況と企業活動への影響は計り知れないとされています。

＜感染拡大に伴う社会状況と想定される企業活動への影響等＞

- ・ 新型インフルエンザが国外・国内で発生すると、2ヶ月程度の流行期が数回繰り返される可能性があるとされている。

- ・ 多くの発症者が出た場合には、数ヶ月にわたり日常的な社会機能や企業活動が大きく混乱すると予想され、企業も通常通りに事業を続けることが難しくなる可能性がある。

想定される社会状況の変化・企業活動への影響等は、次のとおり

医療の提供	患者が急増し、病床や医薬品が不足
集会等の自粛要請	集客施設の多くは休業。全国で集会・興行等の自粛要請
出勤状況	最大40%の欠勤率。子の休校・休園による欠勤も含まれる
資金の状況	資金調達や支払い等に混乱が生じる可能性
経営	労働力・原材料等の不足、資金繰り悪化等による経営悪化
企業の事業継続	社会機能の維持に関わる事業は継続。不要・不急業務を休止
電気・水道・ガス・通信	保守・運用等の業務を維持し供給、その他の業務は縮小・中断
公共交通	運行本数減の可能性。利用者の接触を減らす措置等を実施
金融	決済業務・ATM機能等を維持、その他の業務は縮小・中断
物流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員不足による集配・配送業務の中断、遅配 ・ 宅配・通信販売等に対する業務が大幅に増加
行政サービス	国民生活維持に必要な最小限のサービスを維持

1. 対策の基本的方向性

- (1) 従業員と取引先、出入する関係者等の安全確保（感染予防、感染拡大防止）
- (2) 自社の事業継続・復旧支援（意識啓発、発生時の相談対応、倒産防止）
- (3) 自社の信用・財務状況の維持

2. 発生段階での取り組み

(1) 感染予防、感染拡大防止策の徹底

〔平成21年秋～順次実施〕

- ・ 新型インフルエンザとその予防・感染拡大について、従業員の意識啓発を図るとともに、企業としての事前対策（マスク・消毒液の購入等）を推進する。

* 新型インフルエンザは、通常のインフルエンザと同様に、「飛沫感染」（感染者か

ら咳やくしゃみで出されるウイルスを吸い込むことによる感染)と「接触感染」(ウイルスが付着した手で、目や口、鼻などの粘膜を触ることで感染)が想定される。

日常生活で実施できる感染予防・感染防止策	事業所における事前対策
1. 人と人との距離(2m以上)の保持	マスクの購入・備蓄
2. 石鹸や消毒液での手洗いの励行	消毒液の配布・設置 (事務局入り口、会議室、手洗い等)
3. 咳エチケット(マスクの着用等)	従業員等へ周知
4. 手指が触れる場所の清掃・消毒	消毒液の購入・備蓄
5. インフルエンザワクチンの接種(*)	予防接種の義務付け(取引先等へ要請)
6. 生活必需品の備蓄 (2週間程度外出せずに生活できるように)	水・食料等の備蓄

*新型インフルエンザに感染するリスクを軽減するために従業員家族の接種を勧奨する。

(2) 行政機関等の動向確認

- ・静岡県、富士市、富士商工会議所等の動向について情報収集を行い、対応策を立案する。

(3) 関係先の動向確認

- ・取引先、出入業者等関係者など、自社と関わりのある企業等の流行期における業務体制の確認、すり合わせ等の調整を行う。

(4) 緊急連絡網の活用

- ・災害用に整備されている緊急連絡網を活用し、従業員に対して最新の情報提供及び収集を行う。
- ・情報は、集約し業務に反映させる。

(5) 従業員や取引先等関係者への事前周知

- ・行動計画を従業員や取引先、納入業者等に周知し、業務の縮小、中止又は、延期への理解を図る。

(6) 発生時を想定した訓練の実施

- ・行動計画に基づき、事前訓練を実施する。(東海地震を想定した防災訓練と同様に)

3. 発生時の対応

〔発生期～拡大期〕対策本部(社長又は準ずる者)の設置、業務の縮小・休止

流行期の事業継続や資金繰り等について事前に検討を行っておく。従業員等の安全を確保しつつ、事業継続・復旧支援を図るべく、速やかに対策本部を設置し、本部長の指

示の下、業務の縮小・休止に向けた作業に着手する。

(1) 対策本部の設置

- ・ 国外・国内を問わず感染者が発生した場合、行政機関からの情報収集に努め、事業所としての意思決定・対応指示を行うため、対策本部を置く。

〔対策本部の構成〕	
社長	統括管理
管理職	事業縮小・再開等の検討、従業員の安全確保・連絡業務中止等の検討・財務・社内インフラの維持
職長等	各部署の業務継続、縮小、再開等の検討
総務担当	従業員の安全確保・社内の衛生管理業務

* 従業員の感染拡大を防ぐため、必要に応じて、事業所、自宅等での分散対応を図る。

(2) 業務の縮小・休止

- ・ 不急の業務、出張、特に、大人数が参加する業務については、休止も検討。
- ・ 継続する事業も、感染拡大防止のため、接客スペースの限定化、電話・電子メール対応、在宅勤務など対面接触が少ない低リスクの業務方法に切り替える。

〔業務の縮小/休止の判断基準〕		
対応	判断基準	想定される業務
縮小して継続	(新型インフルエンザの流行期において) ・ 自社にとって必要性が高い業務 ・ 政府・自治体等から継続要請の可能性が高い業務	・ 社会的に大きな影響を持つ業務 ・ 自社の基幹となる業務 ・ 資金繰りに関する事項等財務に関すること。
	・ 上記業務を遂行するに当たり、自社の機能維持に必要な業務	・ 財務管理、人事労務管理 ・ 情報システム管理
休止	・ 多くの人と接する業務	・ 会議・出張・交流会・展示会等のイベント

(3) 出勤体制の縮小

- ・ 従業員等の感染リスクを避けるため、管理職を中心に必要最低限の出勤体制とし、その他の従業員・パート等については、全員自宅待機とする。(要員不足の部署は、経験者による支援を検討)
- ・ なお、同居家族が感染した場合(もしくは、感染が疑われる場合)は、直ちに出勤停止とする。

(4) 取引先等への周知

- ・ ファックス、E-メール等による業務縮小・休止の周知を図るとともに、特に、関係の深い相手先については、個別連絡を行う。

〔大流行（パンデミック）期〕 全業務の中止を検討

- ・ 業務縮小を継続する一方、新型インフルエンザによる被害状況、地域社会の動向、国や地方自治体等の対応を見ながら、新型インフルエンザの被害状況が大きい場合には、全業務の中止（＝全従業員の自宅待機）も検討する。

〔終息期〕 業務の再開・復旧～通常業務への移行

- ・ 社会情勢を見ながら、自社にとって必要性の高い業務から順次再開していく。

以 上